

高等部 生活のきまり

基本的な考え方

川崎市立聾学校高等部の生徒としての自覚を持ち
社会人となるための基礎を身につけよう

1. 登校…登下校は安全に気を配ろう

- (1) 登校時間は、8時00分から8時30分の間とする。
これよりも早い時間に登校する場合は、関係の先生の許可を得ること。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、保護者が8時25分までにミマモルメもしくは学校へ連絡をする。
遅刻して登校してきた場合は必ず職員室に報告してから教室へ向かい、速やかに授業の準備をする。
授業終了後すぐに担任にも報告する。

※ 生徒から連絡する場合は

電話：(044) 766-6500

メールアドレス：09039074358rou@gmail.com

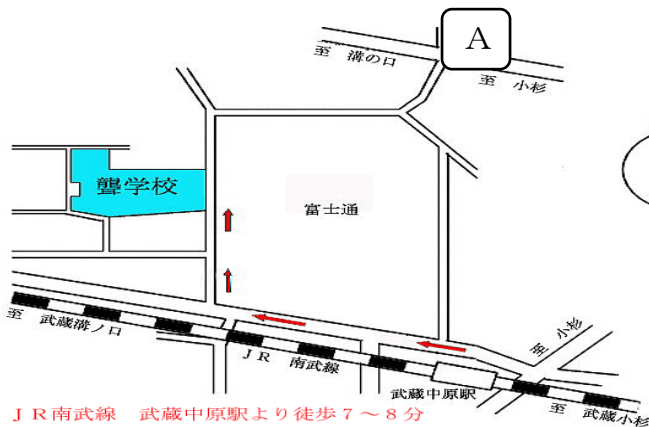
※通学途中（電車やバスの遅延等）に生徒から連絡する場合は電話かメールで学校に連絡すること。

- (3) 早退の場合は、学級担任に理由を伝え、許可を得る。

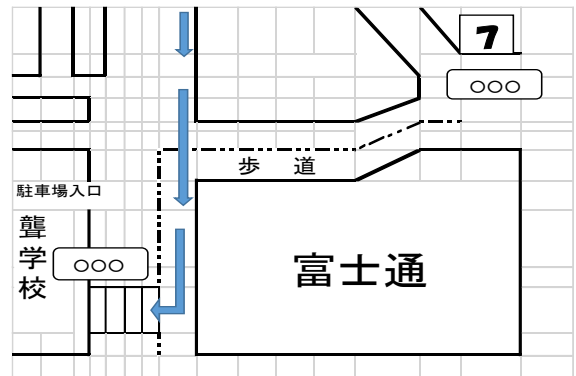
【規定通学路】

○武蔵中原方面からの通学路

〈図1〉



〈図2〉



- ・公共の交通機関を使って通学する場合の最寄り駅は、武蔵中原駅を原則とする。駅から歩道橋を渡り、富士通の横を建物に沿って歩き、本校前の横断歩道を渡って登校すること。これ以外の通学路の場合は、学部申し出ること。
武蔵中原駅前のバス停からは、歩道橋を渡り、富士通沿いの歩道を歩く。徒歩の場合も、歩道橋を渡り富士通沿いの歩道を歩く。
- ・図1のA方面から通学する場合は、図2の矢印(↓)のように富士通沿の歩道へ渡ってから正門前の横断歩道を渡って登校すること。

○武蔵新城方面からの通学路



- ・武蔵新城駅を出て、松屋の前の横断歩道①を渡る。道路に沿って直進して横断歩道②、③を渡り、新城門から登校する。

※ 高等部は、本校規定通学路に加えて、武蔵新城駅からの通学も認められる。

※ 全学部ともに、自転車による通学は禁止とする。

2. 学 習…目標に向かって努力しよう

- (1) 高等部は規定の単位を取得することで、進級・卒業認定となる。単位を落とさないように計画的に学習を進めること。
- (2) 欠課時数が多い(おおむね1/3以上の欠課)場合、単位取得が認められなくなる。
- (3) 朝のホームルームまでに教室に入り、クラスの活動や朝の自習、授業の準備をする。

3. 休み時間…時間を有効に使おう

- (1) 休み時間は、次の授業の準備を行う。
- (2) 昼休みについて
 - ・校庭、体育館使用のきまりについて別紙を参照し、安全に過ごす。
 - ・5分前(13:20)には活動を終えて、5時間目の授業場所に移動する。

4. 給 食

- (1) 4校時終了後すみやかに、学校支給のエプロン・帽子を身につけて準備をする。
- (2) 食事のマナーに気をつけたふるまいを心がける。
- (3) 終了後は、みんなで協力して片付け・清掃を行う。

5. 清 掃…環境の美化に努めよう

- (1) 清掃時間にしがたって、清掃を行う。(別紙日課表参照)
- (2) 終わったら、後片づけをし、担当の先生に報告する。

6. 放 課 後

- (1) 下校時刻(別紙日課表を参照)
放課後の活動がないときは、すみやかに下校する。
- (2) 放課後の活動での残留について
 - A. 活動を希望する人(クラスなどの代表者)は、担当の先生に申し出て、許可を得ること。
 - B. 残留時間について
 - 4月～10月・・・17時30分までに校門を出る
 - 11月～ 3月・・・17時15分までに校門を出る中間試験は5日前から、期末試験は1週間前から終了まで、部活動は行わない。

7. 学校生活…社会人としての基本的な生活習慣を身につけよう

- (1) あいさつについて：
 - A. 来客や教職員にあいさつをする。
 - B. TPOを意識した言葉遣いを心がける。
※時・場所(話す相手)・場面(場合に合わせる)に合わせて行動や発言をする。
(例) 目上の人に対しての言葉遣いに気を付ける。
 - C. 職員室や他の教室に入るときは、ノックをして、入り口で用件を伝える。
- (2) 学校にある物について：
 - A. 学校の物を使うときは、担当の先生の許可を得てから使用する。
 - B. 使い終わったら元の場所に戻し、借りた物はきちんと返却する。
 - C. 窓ガラスなどを壊したときは、担任や関係の先生にすぐに連絡をする。
 - D. 学校の物(文房具類、コピーなど)を私用に使わない。
 - E. 火災報知器・消火器などは、非常時の重要な設備なので、設置場所を確認し、ぶつけて破損することのないよう、校舎内での活動に十分注意すること。
- (3) その他のマナーについて：
 - A. 貴重品の管理は各自で行う。
 - B. 貴重品を紛失した場合には、すぐ担任や学部の先生に届けること。
 - C. 自転車通学は禁止。

8. 服装のきまり…身だしなみは人格をあらわします。ふだんから気を配ろう

(1) 標準服

- A. 上衣 ブレザー（紺色系）
- ・丈は標準的な長さとする。
 - ・ブレザー着用時はネクタイ、またはリボンを着用する。
- B. 下衣 スラックス(グレー系、チェック系)
- ・標準と太さや形の違うものは禁止。
- スカート
- ・丈は膝にかかる程度の長さとする。
- C. ワイシャツ（白）
- ・夏季（6月～9月）は、ポロシャツ（白）の着用は可とする。
 - ※Yシャツ、ポロシャツの左胸の位置にワッペンをつける。
- D. 衣替えについて
- 前後4週間を衣替え期間とします。各自で調節すること。
- 夏… 6月1日から9月 ブレザー、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。
- 冬… 10月1日から5月

(2) 男子・女子共通

- A. 校章をつける。（夏はワッペン）
- B. 染髪やパーマ、奇抜な髪形は禁止とする。
- ※ヘアゴムやヘアピンは黒、紺、茶などの地味なものとする。
- C. 化粧、マニキュア、ピアスやネックレス等のアクセサリー類の着用は禁止とする。
- D. その他
- ・各式典、講演会、校外学習、実習、面接等は標準服を着用する。
 - ・靴下は無地の白、黒、紺、グレー（ワンポイント可）のいずれか。黒タイツ着用可。
 - ・セーターやベストは無地の白、黒、紺、グレー（ワンポイント可）のいずれか。ブレザーの袖や裾からはみ出さないサイズを着用する。フード付きは禁止。
 - ・カバン、防寒着は黒、紺、グレーを基調とした地味なもの。
- ※防寒着は必ず、標準服の上に着用すること
- ・Tシャツの色柄は地味なものとし、Yシャツの下に着用。
 - ・通学用シューズ（地味なもの）、上履き（指定なし）
 - ・体育の授業等⇒ジャージ（上下）、ハーフパンツ、体操着（半袖）、体育館シューズ（指定なし）
 - ・学校は公共の場所であり、身だしなみやTPOに気をつけること。

9. 問題行動について

喫煙、飲酒、故意の器物損壊、盗み、暴力などが起きた時は、生活指導の対象となる。
校長先生、高等部の先生と保護者とで話し合いを持つ。

10. 定期試験について…目標を決めてチャレンジしよう

(1) **前期**：中間・期末試験 **後期**：中間・学年末試験 を実施する。

追試（再試験）の合格基準は、各教科による

⇒基準に達しなかった場合は追試（再試験）を行う場合もある。

(2) 試験1週間前から終了日まで、職員室・印刷室は生徒・保護者の入室を禁止する。

(3) 試験中のことについて：

- ・許可があった場合を除き、筆記用具以外はロッカーにしまっておくこと。
- ・試験中は、私語・よそ見・席を立つこと等の行為を禁止する。
- ・監督の指示に従わないときは退室となる。
- ・カンニング行為とみなされた場合は、該当の教科は0点とする。

(4) 正当な理由なくテスト開始後30分以上(技能科目試験の場合は15分以上)遅刻した場合、その教科のテストは受験不可とする。

(5) テスト期間中は日程終了後、直ちに下校する。

11. 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 校内での使用は禁止とする。※緊急時、必要な場合は要相談。

(2) 校外ではマナーや安全面に留意し、使用する。

(3) 管理は各自で行う。

12. その他

(1) アルバイトを希望する場合は、所定の用紙に記入して必ず届けを出す。ただし、学業に大きな影響がある場合や、仕事の内容が高校生にふさわしくない場合は、認めない。

(2) 自動車運転免許取得希望の場合も、必ず届けを出す。学校生活に影響しないよう、きちんと計画的に取得を目指すこと。